

令和 8 年 3 月 2 3 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

報告第 4 号 専決処分の報告について	1
---------------------------	---

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月13日

唐津市長 峰 達 郎

1 事件の内容

市民課窓口における証明書の誤交付により、個人情報等を漏えいさせたもの

2 事件発生年月日

令和7年5月26日

3 損害賠償の額

金300,000円

4 損害賠償及び和解の相手方

個人A

5 和解の要旨

- (1) 唐津市は、4の損害賠償及び和解の相手方に対し、本件に関し謝罪する。
- (2) 唐津市は、4の損害賠償及び和解の相手方に対し3の損害賠償の額を支払う。
- (3) 前号以外に唐津市と4の損害賠償及び和解の相手方の間には、本件に関し何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。